

新たに生活関連施設近辺のバス停留所にベンチを設置します ～バス待ち環境や高齢者などの外出を支援～

千葉市では、バス待ち環境や道路利用者の利便性向上、高齢者等の外出支援を目的とし、誰もが利用できる休憩施設として、新たに病院や大規模商業施設等の生活関連施設近辺のバス停留所にベンチを設置しますので、お知らせします。

1 趣旨

千葉市では、平成31年4月に策定した「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」に基づき駅前広場および生活関連経路にベンチを設置してきました。

これまでは、駅前広場と生活関連経路にベンチを設置するほか、寄贈など民間の活力を活かすことでベンチの普及に取り組んできたところ、散歩中や日常の買い物の途中で利用されるなど、その必要性がより一層認識されるようになりました。

令和7年6月に同計画を改定し、バス待ち環境や道路利用者の利便性向上、高齢者等の外出支援のため、誰もが利用できる休憩施設として、新たに生活関連施設近辺のバス停留所にベンチを設置します。(令和7～12年度で計381基を設置予定)

2 設置対象とするバス停留所

設置対象とするバス停留所は、以下のとおりです。なお、設置にあたっては、歩行者などが安全にすれ違いのできる歩道幅員(歩道幅員3.5m以上で有効幅員が2.0m以上)が確保できるバス停留所とします。

- (1) 病院・診療所、大規模商業施設・スーパー等の生活関連施設から、高齢者が無理なく移動できる範囲(300m以内)にあるバス停留所(266基予定)
- (2) 「道路のバリアフリー整備計画」における生活関連経路上のバス停留所(115基予定)

3 その他

上記バス停留所だけでなく、生活関連経路の一般歩道部についても、引き続きベンチを設置します。(35基予定)

<参考>千葉市歩行空間のベンチ設置計画について

道路を利用する人の快適性、利便性の向上や超高齢社会への対応の一つとして、「憩い、集い、語らい」の場であるベンチの設置を推進するため、平成31年4月に設置の基準や目標を定めた「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」を策定しました。令和7年6月に本計画を改定し、これまで設置対象としてきた駅前広場、生活関連経路等に加え、病院や大規模商業施設等の生活関連施設近辺のバス停留所にもベンチを設置していくこととしました。

計画期間 令和7～12年度(6カ年)

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/dobokuhozen/benchsettikeikaku-top.html>

